平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4 2										<u>府 省</u>	庁 名	国士	上交通省	
対象	税目	個人住	民税	法人住」	民税	事業税	不動産取行	得税	固定資	産税	事業所税	その他	()	
要		投資法	人が	海外で支	払う	法人税等	・(外国法)	人税)	に係る	導管性	生判定式の)改正			
要望(概							要とする制			語合は、	支払配当	áを損金 算	入でき	る特例規定	<u>₹</u>)
		投資	法人				の分母でな すること。		3当可能	を利益な	から、投資	登法人が油	孙不動	産等に投資	針る際に
関係:	条文				-		租税特別措 条の 19 哲				-				
減見		[初年 [改]	達] [増減]	— 収額]	_ (▲ 47, 5	501)	[平	年度]	-	-	(▲47, 5	501)	(単位 : 百	万円)
要望	理由				判定	式を見直	[すことに。	よって	、投資	登法人の	の導管性を	·確保し、	不動産	証券化市場	易の活性化
		(2)	施策	の必要性	Ė										
		投資法人においては、配当可能利益(税引前当期純利益から一定の項目を控除したもの)の 90% 当として支払うこと(導管性要件)を条件に、配当等の額の損金算入が認められているところ。 投資法人が保有する海外不動産等について外国法人税が課される場合、現行の会計上、外国法人税 前当期純利益の下に表示すると解されている。 そのため、導管性判定式の分母である配当可能利益は外国法人税控除前の金額となる一方で、分子は外国法人税控除後の金額となり、海外不動産比率が高い投資法人においては、90%超配当要件を満くなるおそれがある。 不動産証券化市場の活性化を図る観点から、海外不動産等に投資をする投資法人の活動の制約を解消め、導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「人税額等」を控除する措置が必要。							、税は税引 分子の配当 を満たせな 解消するた						
本要 対応 縮源	する	_													
										ペーシ	<u> </u>		4 2-	 _1	

合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	・未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」 政策目標 9「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」施策目標 31「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」業績目標 119「不動産証券化実績総額」 ※上記の業績目標は平成 28 年度までのものであり、平成 29 年度はこれに代わるものとして「リート等の資産総額」を業績目標として設定している。
		策の 成目標	投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		策目標の 成状況	現行制度上、「外国法人税額等」が生じる場合、投資法人の活動が制約されるおそれがある。
有効性		望の措置の 用見込み	投資法人のうち、「外国法人税額等」が生じる法人において、適用される見込み。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。
	以	該要望項目 外の税制上の 援措置	_
相当性	の	算上の措置等 要求内容 び金額	_
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の妥当性		本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。
		ページ	4 2—2

税負担軽減措置等の 適用実績	上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績:58法人(平成29年7月末)								
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	平成 27 年度 (千円) 道府県民税 事業税 市町村民税 地方法人特別税 投資法人 3, 308, 221 22, 091, 726 9, 641, 100 12, 459, 733								
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	投資法人等の支払配当損金算入制度により、ビークル段階で法人税課税をほぼ受けないこと が実現され、投資家による不動産証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。								
前回要望時の 達成目標									
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由									
これまでの要望経緯	平成20年度 機関投資家要件の拡充 平成21年度 90%超配当支払要件等の拡充 平成23年度 国内50%超募集要件の見直し 平成25年度 買換特例圧縮積立金制度が導入 平成26年度 導管性判定式について一定の手当 平成27年度 「税会不一致」問題解消等の手当 平成28年度 一次差異等調整引当額について所要の措置								
ページ	4 2—3								